



資料 2

料金体系見直しの方向性

令和 5 年 4 月 14 日開催

第 6 回 神奈川県営水道事業審議会資料

水道料金部会における議論の前提として、審議会の前身である懇話会意見書を踏まえて議論を進めていくことについて、第1回水道料金部会で確認された。

項番	検討内容
1	用途別から口径別へ
2	固定費の配賦割合(基本料金の割合)
3	基本水量の見直し
4	逦増制の緩和の検討
5	水道利用加入金
6	社会福祉減免制度
7	地下水転換減額制度 企業誘致減額制度

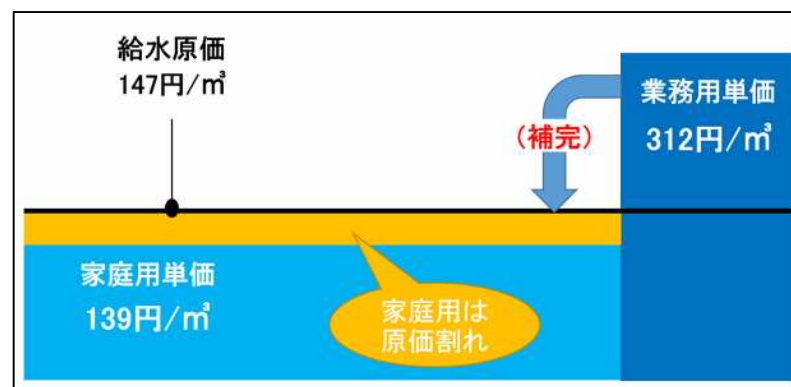
1. 用途別から口径別へ
2. 固定費の配賦割合(基本料金の割合)
3. 基本水量の見直し
4. 逡増制の緩和の検討
5. 水道利用加入金
6. 社会福祉減免制度
7. 地下水転換減額制度
企業誘致減額制度

1. 用途別から口径別へ

3

課題

県営水道は、家事用の料金を安くする一方、会社や工場などの業務用の料金を高くする用途別の料金体系を採用している。



時代の変化により、

- ・ 産業構造の変化に伴い製造業などの多量使用者が減少したことで、昭和40年には水道使用量の約半分を占めていた「業務用」が2割未満まで減少し、「家事用」を補うといった構造が崩れつつある。
- ・ 生活様式や事業形態も多様化し、テレワークも進展するなど、用途の境目が一層あいまいになってきている。

1. 用途別から口径別へ

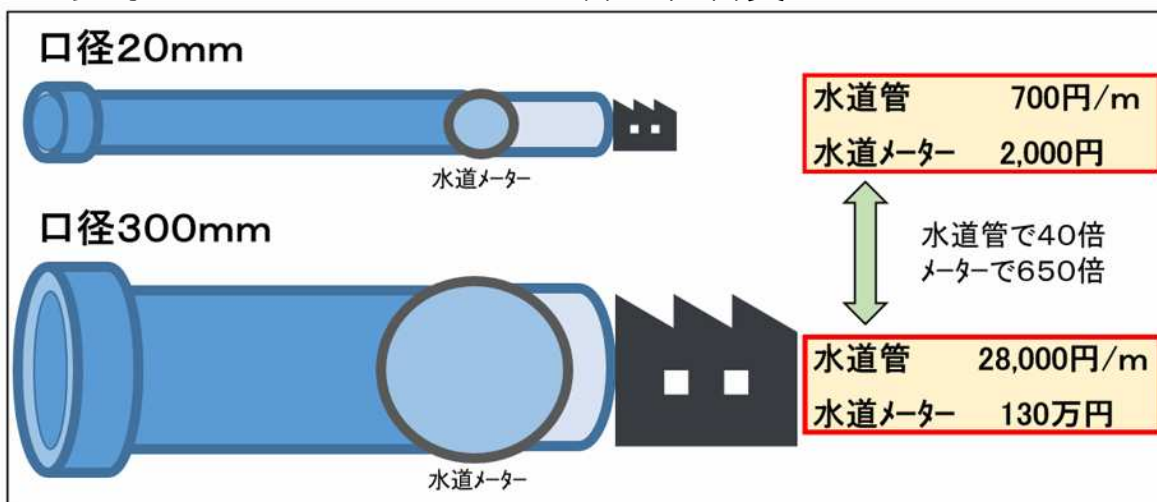
論点

・用途の判断も困難になっていることや、今後の社会経済構造やライフスタイルの変化などを見据え、水道使用者が受けるサービスの量（受益）に着目して料金体系を検討する必要がある。

→ 水道は水道メーターの口径の大きさにより流量が変わり、その流量に比例して水道施設の維持管理コストは大きくなると考えられる。

そのため、水道メーターの口径により受水可能な量（サービスの量）を計る口径別料金体系への転換を検討してはどうか。

※参考 水道メーターや水道管の材料費だけでもかかるコストは大きく異なる



1. 用途別から口径別へ

5

水道料金部会委員の意見

- ・口径別には①基本水量を付加しない体系（横浜市）、②基本水量を付加した体系（京都市）、③用途別の区分けを残した体系（札幌市）がある。
- ・口径別の使用水量を前提に水道施設を整備していることから、整備費用に見合う形で使用していただくため、各口径で最低でも使用すべき基本水量を設定する体系（②基本水量を付加した体系）はどうか。
- ・家事用と業務用の境があいまいであることから、③用途別の区分けを残した料金体系は好ましくないのではないか。

方向性

②「基本水量を付加した口径別の料金体系」（京都市型）を選択肢の一つとして議論を進める

(参考) 他事業体の料金体系

神奈川県水：用途別で基本料金は一律 7 1 0 円で基本水量も一律 8 m³
 横浜市：口径別で基本水量は 0 m³

用途別料金体系 (神奈川県水)

用途	基本料金 (8m ³ 以下)	従量料金 (1立方メートルにつき)
家事用	710円	8m ³ ~15m ³ 128円
		16m ³ ~20m ³ 135円
		21m ³ ~30m ³ 172円
		31m ³ ~50m ³ 237円
		51m ³ 以上 294円
業務用		8m ³ ~50m ³ 201円
		51m ³ ~100m ³ 221円
		101m ³ ~300m ³ 280円
		301m ³ ~1,000m ³ 337円
		1,001m ³ ~10,000m ³ 394円
	10,001m ³ 以上 436円	
	浴場用	9m ³ 以上 57円
一時用	1,249円	9m ³ 以上 589円

口径別料金体系 (横浜市水道局)

メータ口径	基本料金	従量料金									
		1m ³ ~ 8m ³	9m ³ ~ 10m ³	11m ³ ~ 20m ³	21m ³ ~ 30m ³	31m ³ ~ 50m ³	51m ³ ~ 100m ³	101m ³ ~ 300m ³	301m ³ ~ 1,000m ³	1,001m ³ 以上	
一般用	13mm 840円	4円	48円	177円	253円	301円	327円	358円	413円		
	20mm 845円										
	25mm 850円										
	40mm 10,150円	25円					329円	364円	419円	463円	
	50mm 10,500円	20円									
	75mm 10,900円	15円									
	100mm 12,000円	10円									
	150mm 30,000円	30円									
	200mm 42,000円	20円									
	250mm 52,000円	10円									
公衆浴場用	850円	4円	42円								

(参考) 他事業体の料金体系

京都市：口径別に異なる基本水量を設定している（基本水量を付加した体系）
 札幌市：京都市と同じ基本水量を付加した体系に加えて小口径では家事用とそれ以外の料金を区分する「用途・口径別料金体系」としている

口径別料金体系（京都市上下水道局）

水道料金		従量料金（基本水量を超える分の1m ³ につき）								
		11～20m ³	21～40m ³	41～60m ³	61～200m ³	201～400m ³	401～1,000m ³	1,001～10,000m ³	10,001m ³ ～	
樹 び 管	13mm・20mm	基本水量 10m ³ まで 基本料金 1,840円	10円	177円	180円	208円	226円	243円	284円	326円
	25mm	基本水量 20m ³ まで 基本料金 3,800円								
		基本水量 20m ³ まで 基本料金 5,560円								
	40mm	基本水量 100m ³ まで 基本料金 36,600円								
		基本水量 200m ³ まで 基本料金 71,820円								
	100mm	基本水量 500m ³ まで 基本料金 143,200円								
		基本水量 1,000m ³ まで 基本料金 268,520円								
	200mm	基本水量 2,000m ³ まで 基本料金 563,040円								

用途・口径別料金体系（札幌市水道局）

区分 用途・口径	基本料金 【税込(税抜)】	従量料金（1m ³ につき）【税込(税抜)】						
		0～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～100m ³	101～500m ³	501～1000m ³	1001m ³ ～
家事用の用 (25mm以下)	1,452.00円 (1,320円)	0円	220.00円 (200円)	253.00円 (230円)	291.50円 (265円)			
家事以外の用	20mm以下	2,750.00円 (2,500円)	0円		291.50円 (265円)	335.50円 (305円)	363.00円 (330円)	385.00円 (350円)
	25mm	4,730.00円 (4,300円)	0円					
	40mm	20,900.00円 (19,000円)			0円	363.00円 (330円)		
	50mm	53,900.00円 (49,000円)				0円	379.50円 (345円)	
	75mm	237,600.00円 (216,000円)					0円	396.00円 (360円)
	100mm	268,400.00円 (244,000円)					0円	412.50円 (375円)

論点

- 口径別を採用している他事業者でも、公衆衛生の向上、物価統制令の観点から、「公衆浴場用」を口径別の例外として水道料金の配慮がされている事例が多い。 県営水道も同様に取り扱うべきか。

神奈川県県営上水道条例

（給水目的の種類）

第4条 給水目的の種類は、次のとおりとする。

（3）浴場用 公衆浴場（温泉、むし風呂その他の特殊な公衆浴場を除く。）及びプール（学校の施設として設けられたものに限る。）の用に供するもの

用途区分	基本水量	基本料金	従量料金								
			9～15㎡	16～20㎡	21～30㎡	31～50㎡	51～100㎡	101～300㎡	301～1,000㎡	1,001～1万㎡	1万㎡超
家事用	8 ㎡	7 1 0 円	128円	135円	172円	237円	294円				
業務用			201円			221円	280円	337円	394円	436円	
浴場用			57円								

水道料金部会委員の意見

- ・ 公衆浴場は、物価統制令により入浴料金の統制が継続されているので、公衆衛生の観点から何らかの配慮が必要であろう。

方向性

公衆浴場用を口径別の例外として、水道料金の配慮を継続するのが望ましい。

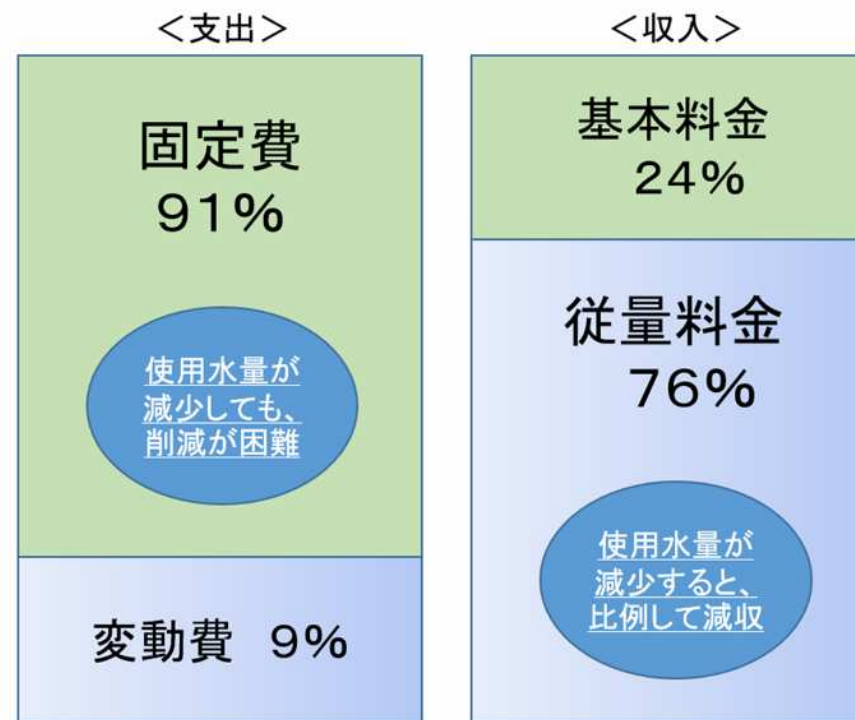
1. 用途別から口径別へ
- 2. 固定費の配賦割合(基本料金の割合)**
3. 基本水量の見直し
4. 逡増制の緩和の検討
5. 水道利用加入金
6. 社会福祉減免制度
7. 地下水転換減額制度
企業誘致減額制度

2. 固定費の配賦割合(基本料金の割合)

11

課題

水の供給に必要な経費のうち、水の使用にかかわらず施設の維持等に必要な固定的経費は約90%を占めるのに対し、水道料金収入のうち、水道使用量にかかわらず負担いただく定額の基本料金は約25%に留まる。



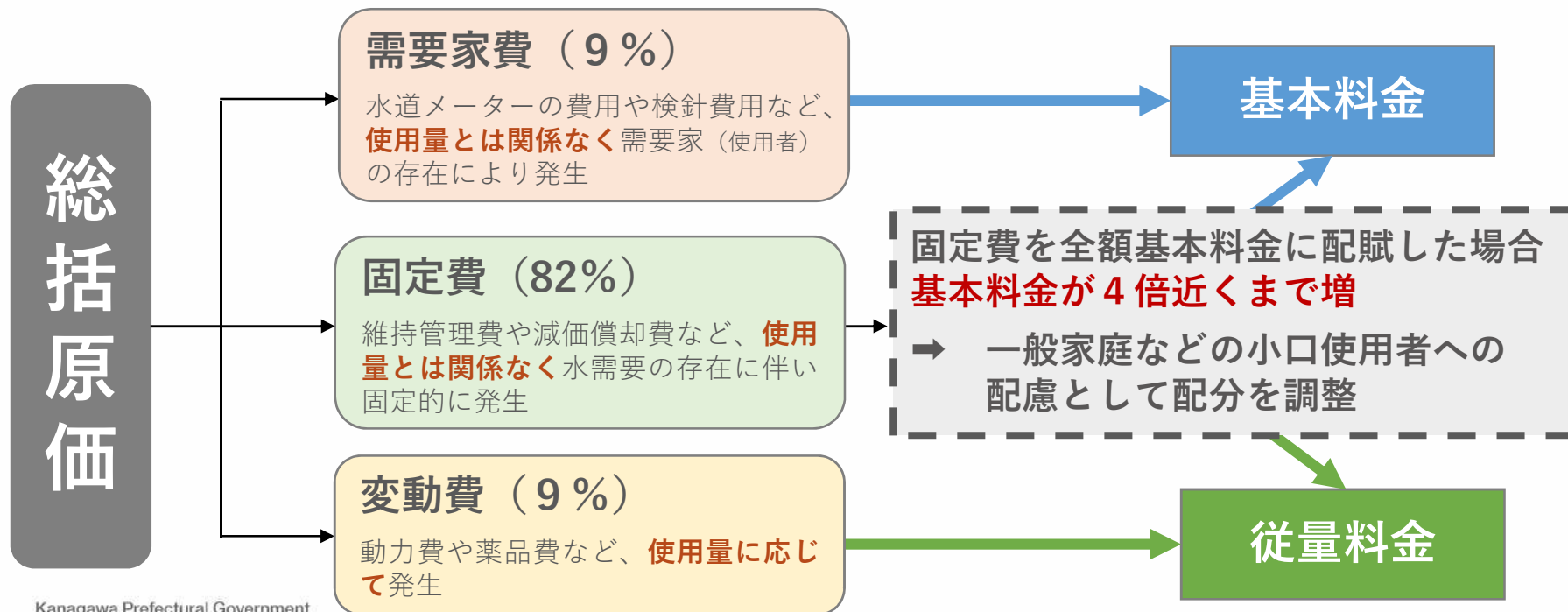
今後、水需要の減少が見込まれる中においては、「従量料金」の減収が続くと水道施設の維持管理費（資本費）などの固定的経費が十分に回収されず、事業運営に支障をきたすことが懸念される。

2. 固定費の配賦割合(基本料金の割合)

12

論点

- ・ 将来にわたって持続可能な水道の実現に向けて、基本料金による収入の割合を高めて、経営の安定化を図る必要がある。
- ・ 基本料金の割合について、家庭用の料金に配慮しつつ、どの程度を目指すべきであるか。



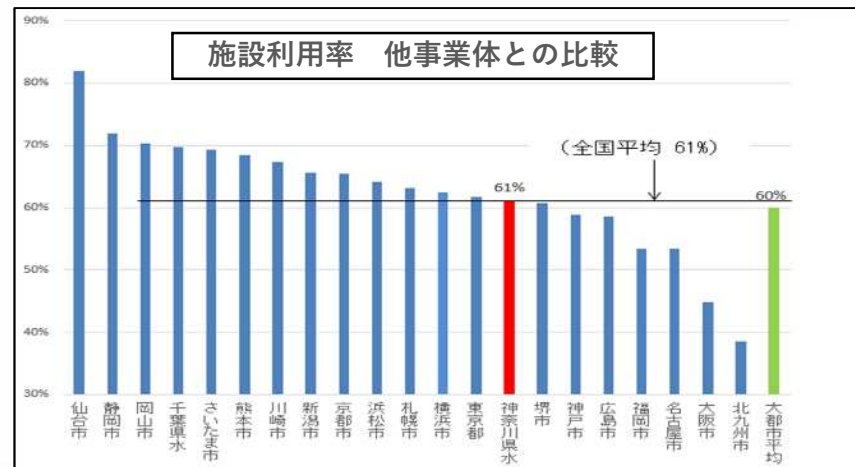
2. 固定費の配賦割合(基本料金の割合)

13

水道料金部会委員の意見

- ・日本水道協会が示している配分基準(4種類)の中で、基準3(施設利用率)は、水道施設の配水能力のもとで使用されている平均水量について従量料金で回収するという考え方であり、現有施設の利用状況を総合的に判断する指標を基準として採用することには合理性があるのではないか。
- ・県営水道の施設利用率は全国平均と同じ数値であり、過大な施設規模となっていない点からも基準3を採用することに問題は無い。
- ・最終的には、配賦割合の変更に伴う水道使用者への影響を見て調整する必要がある。
- ・固定費の抑制に向けて不断に取り組む必要がある。

	配分基準	基本料金の割合
現行	(R2実績)	24.6%
基準1	負荷率	16.0%
基準2	最大稼働率	36.0%
基準3	施設利用率	41.0%
基準4	給配水部門費を基本料金に配賦	59.0%



方向性

基準3の施設利用率（＝基本料金割合41％）による配分基準を中心に検討を進めるが、配賦割合の変更に伴う利用者への影響を見ながら今後判断する必要がある。

なお、配賦割合の検討のみならず、コスト削減の取組を進めながら、固定費全体を抑制していくように努めていくことが求められる。

(参考) 固定費の配賦割合(基本料金の割合)の算定結果 15

日本水道協会の配分基準により、基本料金の割合を求める

	配分基準	内容	基本料金の割合
現行		前回改定時(H18)に、基本料金の収入比率を改定前の16.5%より2%高い18.5%に改めた。	24.6% (R2実績)
基準1	負荷率 日平均給水量：925,232m ³ /日 日最大給水量：1,014,495m ³ /日 負荷率：91.2% (日平均送水量/日最大)	最大給水量に対する平均給水量の割合を従量料金とする方法 →固定費のうち91.2%は従量料金へ配賦	16%
基準2	最大稼働率 浄水施設能力：1,512,660m ³ /日 日最大送水量：1,014,495m ³ /日 最大稼働率：67.07%	浄水施設能力に対する日最大給水量の割合を従量料金とする方法 →固定費のうち67.07%は従量料金へ配賦	36%
基準3	施設利用率 浄水施設能力：1,512,660m ³ /日 日平均送水量：925,232m ³ /日 施設利用率：61.17%	浄水施設能力に対する平均給水量の割合を従量料金とする方法 →固定費のうち61.17%は従量料金へ配賦	41%
基準4	配給水部門費を基本料金に配賦 配給水部門の固定費 236億円(59%) 配給水部門以外の固定費 156億円(41%)	固定費総額のうち、配給水部門費を基本料金とし他は従量料金とする方法 →固定費のうち41%は従量料金へ配賦	59%

1. 用途別から口径別へ
2. 固定費の配賦割合(基本料金の割合)
- 3. 基本水量の見直し**
4. 逡増制の緩和の検討
5. 水道利用加入金
6. 社会福祉減免制度
7. 地下水転換減額制度
企業誘致減額制度

3 - 1. 基本水量の見直し（生活用水）

課題 1

- 水道普及率がほぼ100%に達した現在では、水道の清浄な水の使用を促すことで公衆衛生の向上を図るとする「基本水量」の導入目的が既に達成されているとの指摘もあり、全国の大都市比較では、「基本水量」を廃止している事業者が多くなっている。

大都市水道事業者の状況

0m ³		5m ³	6m ³	8m ³	10m ³
仙台市	岡山市	東京都水	名古屋市	さいたま市	札幌市
千葉県水	広島市	京都市		神奈川県水	神戸市
新潟市	北九州市			川崎市	
静岡市	福岡市				
浜松市	熊本市				
大阪市	横浜市				
堺市					
13事業者		2事業者	1事業者	3事業者	2事業者

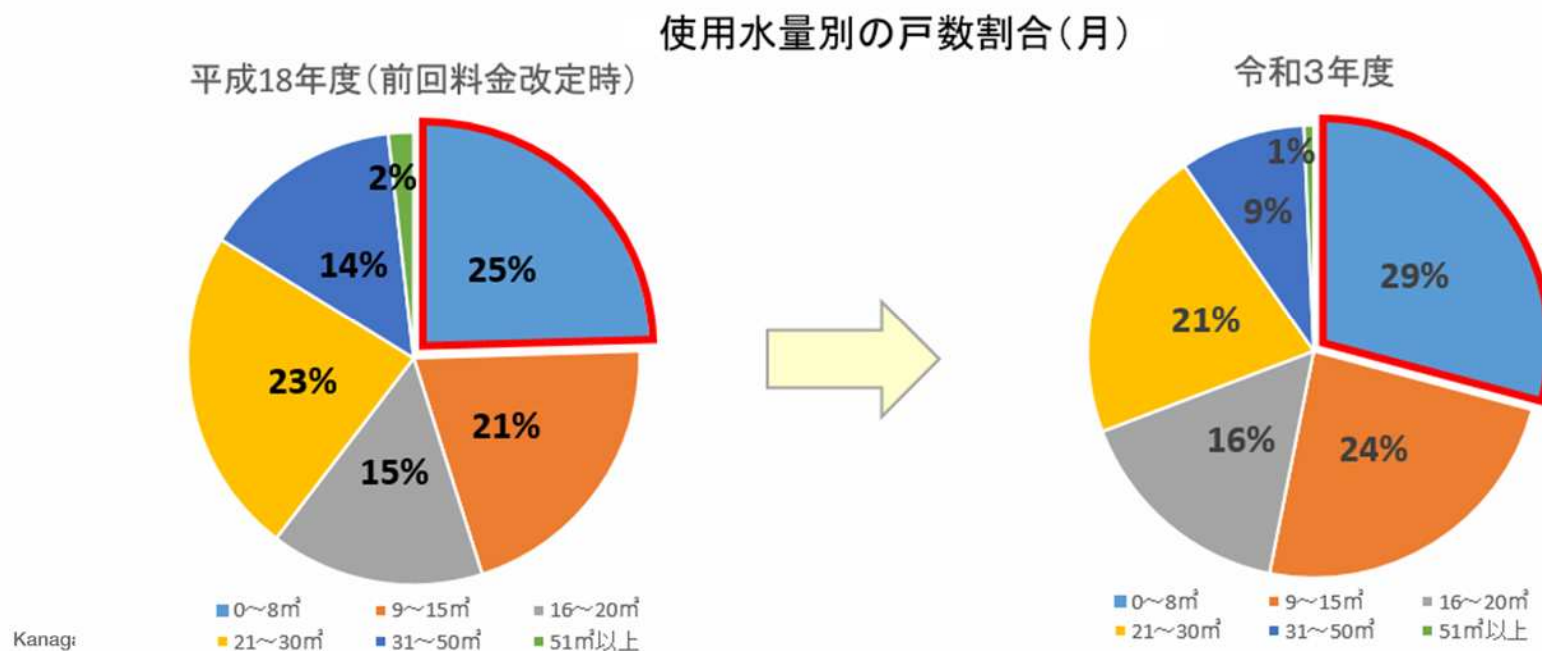
※ 全国18政令市及び東京都・千葉県・神奈川県の大都市21水道事業者を対象として比較した。
(給水人数が70万人以上の水道事業者)

3 - 1. 基本水量の見直し（生活用水）

18

課題 2

- ・ 1 か月当たりの使用水量が基本水量である 8 m³以内の家庭の割合が29%を占めるまでに増加している。
- ・ 8 m³以内では使用水量に関わらず水道料金が一律となるため、少量使用者の節水努力が料金に反映されない仕組みとなっている。



論点

全国的には基本水量を設定しない事業者が増えているが、基本水量の役割について、どのように評価するか。

昭和32年以降、基本水量を8 m³（1か月）と設定しているが、家庭での水道の使われ方が変化している中で、水量を見直すべきかどうか。

水道料金部会委員の意見

- ・ 料金体系を議論する際の基本的な考え方として固定費の適正負担があるが、生活用水の基本水量については、大口径とは異なり、生活に必要な水道を確保して公衆衛生の水準を維持していくという位置付けをより強く示すべきである。
- ・ テレワークなど家庭における生活スタイルの変化に応じた生活用水の確保といった新しい視点を織り込んで検討する必要がある。
- ・ 見直しによる使用者の財政負担への影響も考慮すべきである。

方向性

生活用水の基本水量では、公衆衛生への役割や使用者の経済的負担への影響などにも配慮しながら、基本水量のあり方について検討を進める。

基本水量を0 m³としている水道事業者が多いが、コロナ禍を経験して、テレワークなど家庭における生活スタイルが変化している状況を踏まえ、生活用水の確保に向けて県営水道がどのようなサービスを提供していくかの視点で検討していく。

課題

- ・ 現在は、口径にかかわらず基本水量を 8 m^3 （1か月）と設定しているが、**大口径は、多量の水量を使うことを前提に設置しているため、現在の設定は、実態に見合っていない。**

（口径に見合う形の水量を使用してもらわないと、その負担が他の使用者に転嫁されてしまうという構造的な課題）

（参考） 定格最小流量(※)と
1か月換算した場合の使用量

口径	定格最小流量 (m^3/hr)	1か月換算した場合の 使用量 (m^3)
30	0.1	36
40	0.16	58
50	0.4	144
75	0.63	226
100	1	360
150	2.5	900
200	3.9375	1,418
250	3.9375	1,418
300	6.25	2,250

※定格最小流量：水道メーターが、計量法に規定される検査の許容値の範囲内で作動することが要求される最小の流量

論点

・ 口径別に最低限使用していただく水量を、何をもとに決定すべきか。

- ① 他事業者の設定事例における平均値
- ② 県営水道における口径別の使用水量の平均値
- ③ 県営水道における使用水量実績のうち、下位4分の1程度
- ④ 水道メーターの定格最小流量

単位：m³

与件		30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	250mm	300mm
①	複数基本水量制採用事業者平均	30	50	80	200	270	550	860	1,400	2,000
②	口径別平均使用水量の4割程度	20	70	150	250	580	1,000	3,000	3,000	7,000
③	使用水量実績分布の下位4分の1程度	10	20	70	120	600	1,300	3,200	2,200	6,000
④	水道メーターの定格最小流量から算出	36	58	144	226	360	900	1,418	1,418	2,250

水道料金部会委員の意見

- ・ 水道メーターの定格最小流量は、機器の性能として定められているものであり、客観的な数値であるため説明しやすいのではないかと。
- ・ 水道メーターの定格最小流量をベースにしつつ、使用実態に合わせて一定の調整をするという方向性が良いと考える。

方向性

水道メーターの定格最小流量を基本にしつつ、使用実績等を踏まえて検討していく

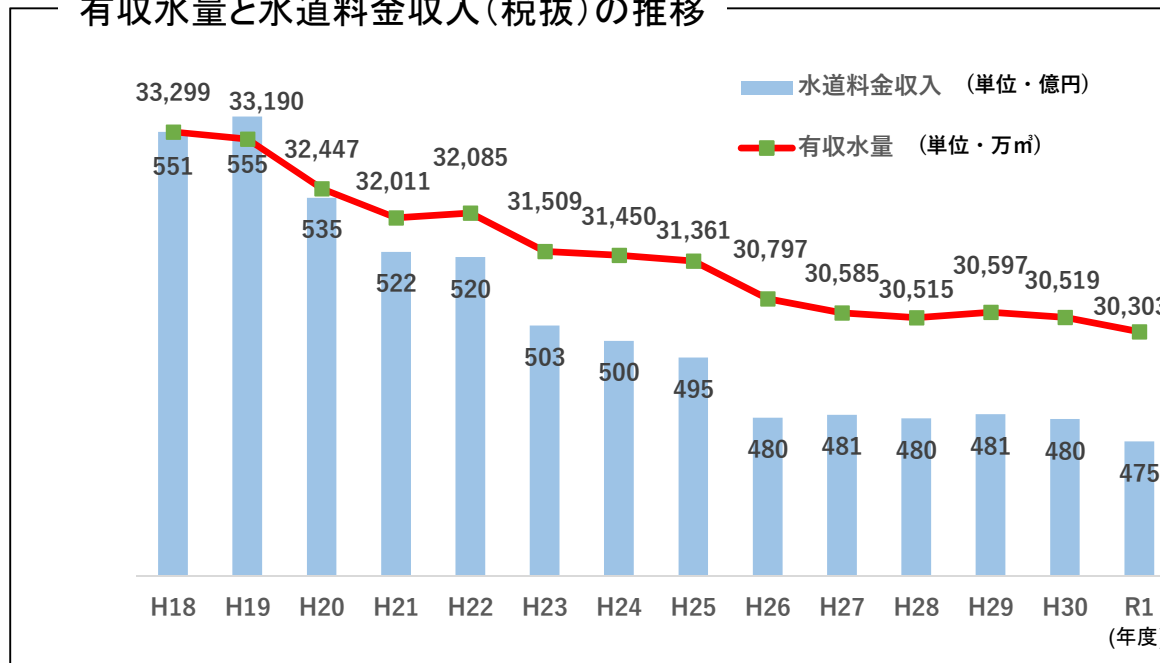
1. 用途別から口径別へ
2. 固定費の配賦割合(基本料金の割合)
3. 基本水量の見直し
- 4. 逦増制の緩和の検討**
5. 水道利用加入金
6. 社会福祉減免制度
7. 地下水転換減額制度
企業誘致減額制度

4. 逦増制の緩和の検討

課題 1

- ・ 使用水量が多いほど水道料金が高くなる逦増制のもとでは、有収水量が減少局面になると水道料金の減収幅が拡大することになる。
(平成18年度から令和元年度にかけて、有収水量の減少率△9%に対し、料金収入は△14%となっている。)

有収水量と水道料金収入(税抜)の推移



有収水量の減少率
H18対比 △9%



料金収入の減少率
H18対比 △14%

4. 逓増制の緩和の検討

26

課題 2

- ・ **県営水道の逓増度は大都市水道事業者の中でも高い**ため、水需要減少期における逓増度の影響（課題1）は、より深刻となる。

大都市水道事業者の状況

令和4年4月1日時点

事業者名	逓増度	順位	事業者名	逓増度	順位	事業者名	逓増度	順位
川崎市	5.39	(1)	さいたま市	2.93	(8)	東京都	1.73	(15)
神奈川県水	4.91	(2)	札幌市	2.84	(9)	熊本市	1.71	(16)
横浜市	4.22	(3)	堺市	2.81	(10)	浜松市	1.67	(17)
神戸市	4.09	(4)	千葉県水	2.62	(11)	岡山市	1.37	(18)
大阪市	3.08	(5)	北九州市	2.53	(12)	静岡市	1.32	(19)
広島市	2.97	(5)	名古屋市	1.83	(13)	仙台市	1.31	(20)
福岡市	2.96	(7)	京都市	1.77	(14)	新潟市	0.49	(21)
						平均	2.60	

- 算出条件
- 最低単価は、家事用または口径20mmにおける基本料金を基本水量で除した額とし、当該口径に基本水量が設定されていない場合は8 m³使用時における1 m³単価とした。
 - 最高単価は、家事用または業務用あるいは口径別従量料金における最高単価とした。

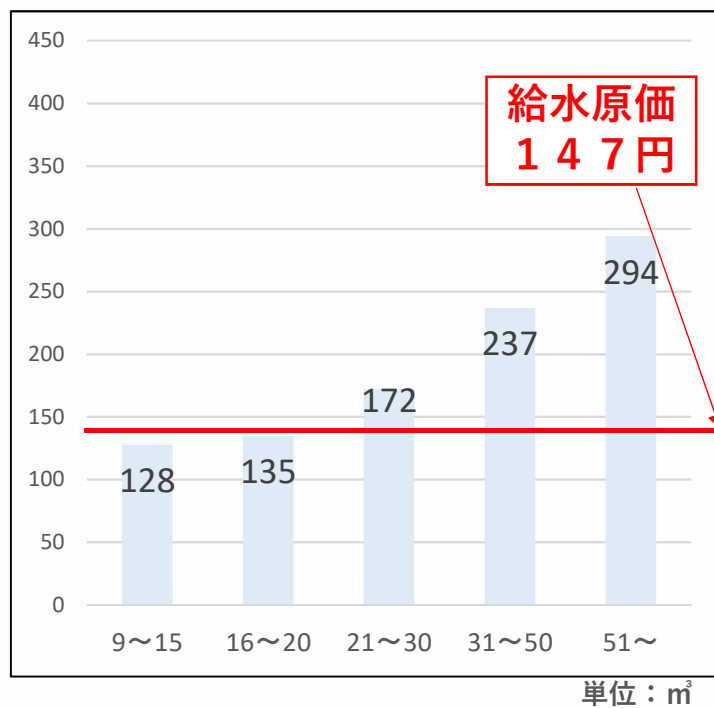
4. 逦増制の緩和の検討

論点

- 生活用水への配慮（小口の家事用の負担軽減）という観点から、逦増制を維持しつつも、逦増度の緩和に向けたプランを検討できないか。

家事用従量料金

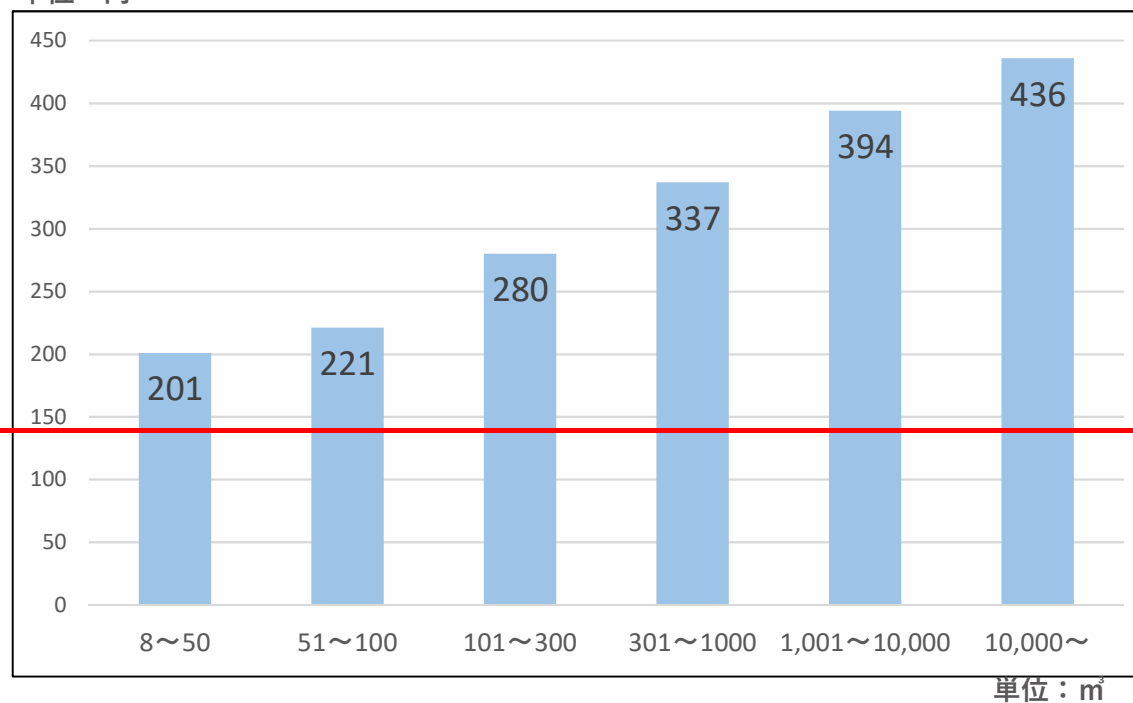
単位：円



Kanagawa Prefectural Government

業務用従量料金

単位：円



水道料金部会委員の意見

- ・ 逡増制は、急増する水需要に水源開発が追いつかない時代に、水需要の抑制のために導入されたものであり、現在においてはそうした需要抑制の意義は薄れつつあるが、生活用水への配慮の視点から維持する必要がある。
- ・ 生活用水の確保と大口使用者の負担軽減について、どう折り合いをつけていくかということになる。
- ・ 県営水道では用途別に従量料金（逡増度）を分けて設定しているが、口径別への移行にあたり、口径別による従量料金統合の影響を見極めつつ統合に向けて検討を進めるべきである。

方向性

生活用水への影響を見極めつつ、逡増度の緩和や口径別移行による家事用と業務用の従量料金の統合について検討を進める。

1. 用途別から口径別へ
2. 固定費の配賦割合(基本料金の割合)
3. 基本水量の見直し
4. 逡増制の緩和の検討
- 5. 水道利用加入金**
6. 社会福祉減免制度
7. 地下水転換減額制度
企業誘致減額制度

課題

【加入金とは】

新たに水道を引き込む際に水道メーターの口径に応じて工事申込者が負担するもの。

水源開発や拡張事業に要した多額の設備投資費用の一部の負担を求めることにより、水道料金高額化の抑制と新旧利用者の負担の公平を図ることを目的として昭和48年に導入された。

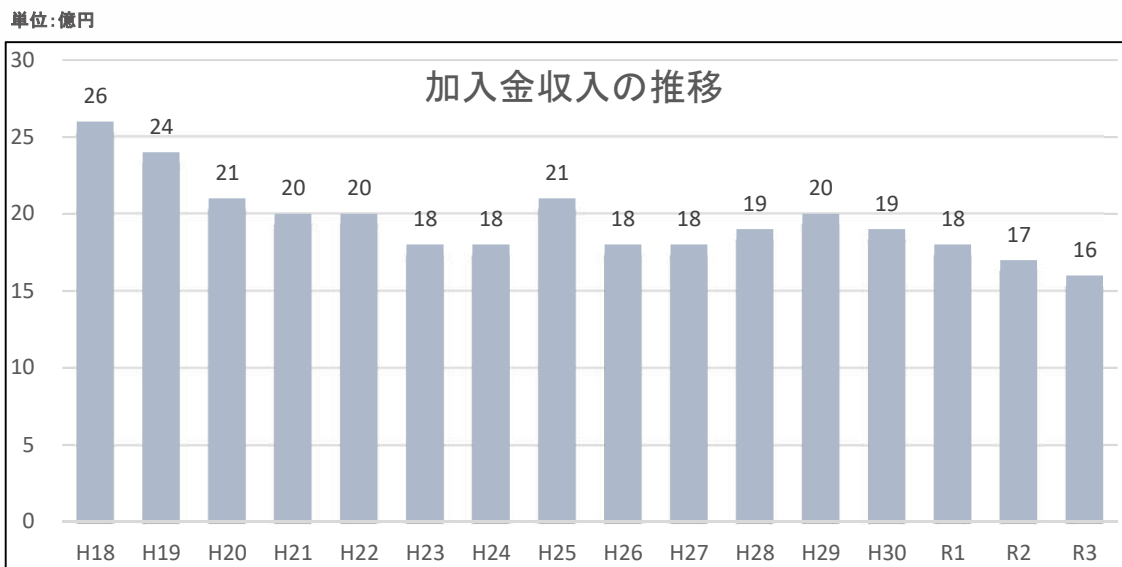
口径(mm)	金額 (円、税抜き)
13~25	120,000
40	875,000
50	1,350,000
75	3,250,000
100	5,550,000
150	12,500,000
150超	管理者が別途定める

現在では、既存水道施設の整備に対する新旧使用者間の負担の均衡や、水道料金高額化対策として一定の役割は残っているものの、水源開発の終了により制度の意義が薄れつつある。

論点

- ・ 水源を同じくする横浜市では、宮ヶ瀬ダム建設事業等に関する企業債の償還が終わる令和19年度まで加入金制度を継続する必要があると整理している。
- ・ 県営水道において、水道利用加入金は収入の大きな柱である。

上記2点を踏まえ、加入金制度のあり方検討をどのように進めるべきか。



水道料金部会委員の意見

- ・ 横浜市の議論と同様に、現時点では加入金制度を継続していくことにならないのではないか。
- ・ 加入金制度の廃止は、結果的に料金水準の上昇を招く可能性があることから、段階的に見直しを進めていくべきではないか。

方向性

現時点で加入金制度を廃止することは難しいため、継続として整理するが、廃止時には水道料金の上昇に繋がることを踏まえ、加入金額について引き続き検討していく。

1. 用途別から口径別へ
2. 固定費の配賦割合(基本料金の割合)
3. 基本水量の見直し
4. 逡増制の緩和の検討
5. 水道利用加入金
- 6. 社会福祉減免制度**
7. 地下水転換減額制度
企業誘致減額制度

課題

【社会福祉減免とは】

社会福祉施策的配慮による減免制度として、児童扶養手当受給世帯等の個人や、障害者就労施設等の施設を対象に水道料金を減額する制度で、水道料金値上げなどの折に県営水道独自の社会福祉的配慮として導入してきた経緯がある。(導入の経緯は次ページ参照)

減免対象	減免額
児童扶養手当受給世帯	基本料金及び基本料金に係る消費税相当額 (2か月で1,562円)
特別児童扶養手当受給世帯	
遺族基礎年金受給世帯	
知的障害者世帯	
身体障害者世帯	
精神障害者世帯	
要介護者世帯	
重複障害者世帯	
障害者就労施設 障害者グループホーム	水道料金の20%

県営水道では、料金値上げの代替措置として減免制度を導入した経緯があり、給水区域の一般会計（12市6町）に費用負担を求めることは困難な状況にあるがゆえに、一般会計からの繰入はなく、水道料金収入で減免相当分の経費を賄っている。

論点

- ・ 独立採算を原則とする地方公営企業においては、受益者負担の原則になじまない経費は一般会計において負担すべきものとされているが、社会福祉減免に係る費用をどう取り扱うべきか。

1 昭和51年4月 オイルショックを背景とした水道料金の改定

- ① 県議会から、**水道料金値上げによる経済的打撃を緩和するため** 所要の減免措置を講ずるべきであるとの付帯意見が出され、**減免制度を導入**した。

個人：生活保護費受給世帯、児童扶養手当受給世帯などへの減免を開始
施設：民間社会福祉施設への減免を開始

- ② 神奈川県病院協会から県議会に対し、水道料金の減免について請願が出され議会にて採択されたことにより、民間医療施設への減免を開始した。

2 平成元年4月 水道料金に消費税を転嫁するための料金改定

県議会から**税の逆進性による低所得者層への圧迫を軽減**するための措置を講ずる旨の意見が出され、**障がい者世帯等への減免**を開始した。

水道料金部会委員の意見

- ・本来であれば、水道料金収入で減免するような話ではなく、**福祉施策として一般会計からの繰入れで対応すべき**である。
- ・減免制度は意義のある施策であるが、これまでも減免対象の見直しを実施してきた経過もあり、**引き続き見直しは必要**であろう。
- ・生活困窮世帯が増えている現状や、給水区域の市町との関係で一般会計からの繰入れが難しいとすると、現行制度の継続もやむを得ない。
- ・議会等で予算を議論をする際に、他の水道利用者の料金負担によって減免の財源を負担しているという情報を示していく必要がある。

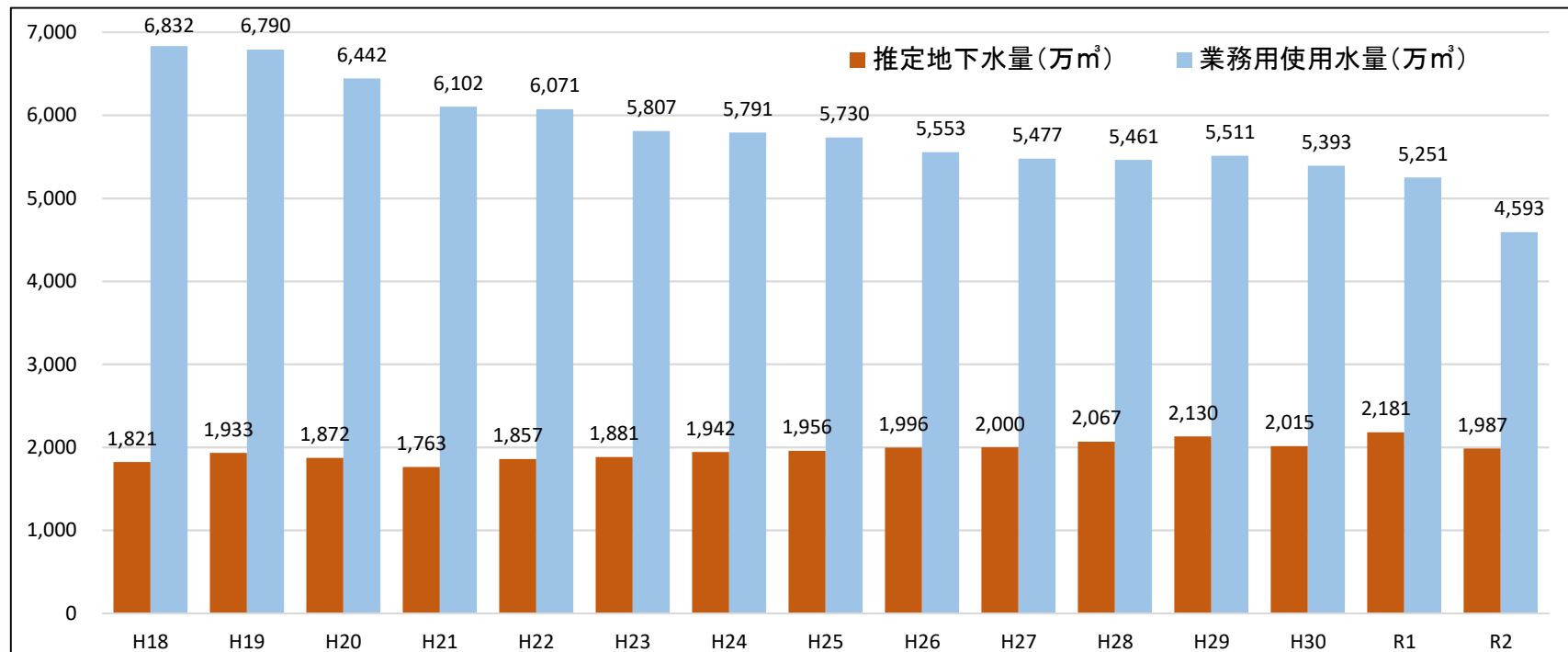
方向性

社会福祉減免にかかる経費は、制度の趣旨から行政的経費として公営企業の独立採算の適用外として一般会計で賄うべきであり、負担関係について整理する必要がある。

1. 用途別から口径別へ
2. 固定費の配賦割合(基本料金の割合)
3. 基本水量の見直し
4. 逡増制の緩和の検討
5. 水道利用加入金
6. 社会福祉減免制度
7. **地下水転換減額制度**
企業誘致減額制度

課題 1

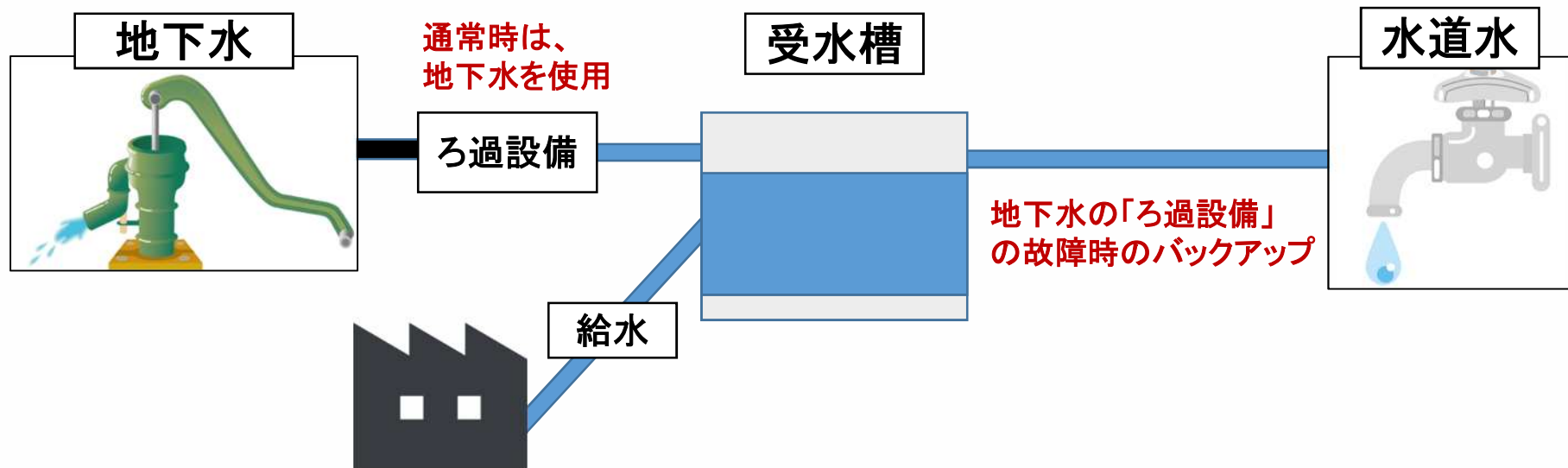
業務用の使用水量は企業の節水等により過去15年で大きく減少する中において、地下水使用量は横ばいとなっている。**(地下水使用の割合が増加)**



※上下水道料金管理システムで使用水量を上回る排水量が登録されている者の差分水量で算定

課題 2

- ・ 多量の水を使用することを前提に大口徑で整備したにもかかわらず、地下水を主に使用し、水道をバックアップとしている者は、現状では、基本料金 (710円/月) のみの負担で水道を使用していることになる。
- ・ 口径別への移行により大口徑に見合った基本水量を設定して水道の使用を促すとしても、地下水使用の拡大 (= 水需要の減少) は進んでいくのではないか。

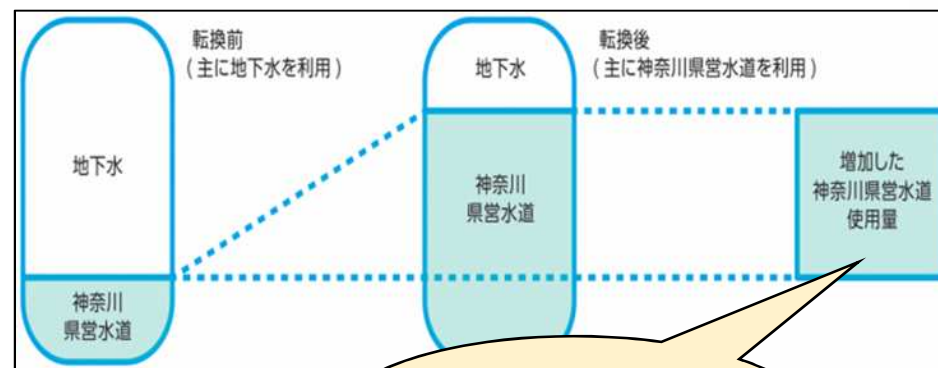


論点

地下水利用から水道水への転換を促すことを目的として、水道料金・水道利用加入金を減額する制度として導入したが、効果の面と減額措置に伴う負担の公平性の観点から、制度のあり方を引き続き検討してはどうか。

1 水道料金の減額

地下水の利用者が地下水の全量又は一部を県営水道の供給に転換した場合、申請に基づき、地下水を県営水道に転換した水道使用量の増加量が1,000m³以上の月の水道料金のうち、増加した水道使用量に係る水道料金の40%を減額する。



増加分の水道料金の
4割を減額

2 水道利用加入金の減額

地下水の利用者が、地下水の全量を県営水道の供給に転換する場合、申請に基づき、水道利用加入金の50%を減額する。

7-1. 地下水転換減額制度（これまでの実績） 41

1 水道料金

(単位：円)

		H23	H24	H25	H26	H27
減額対象		1者	2者	3者	4者	4者
増収額	A	30,813,145	26,789,627	89,984,272	136,120,500	33,301,421
減額実績	B	20,055,609	16,644,478	39,799,060	55,947,813	17,255,930
実質効果額	A-B	10,757,536	10,145,149	50,185,212	80,172,687	16,045,491

		H28	H29	H30	R1	R2	合計
減額対象		5者	5者	8者	8者	8者	
増収額	A	43,582,555	58,012,561	111,029,199	156,556,651	107,123,691	793,313,622
減額実績	B	24,363,547	32,217,978	54,375,957	71,630,225	58,298,373	390,588,970
実質効果額	A-B	19,219,008	25,794,583	56,653,242	84,926,426	48,825,318	402,724,652

※ 増収額 = 実際的水道料金 - 地下水から転換する前の水道料金

2 水道利用加入金

2者が40mmから50mmに増径した。 → 合計で、475,000円を減額
(@237,500円 × 2件)

7-1. 地下水転換減額制度（他事業体の対策） 42

「地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案」

（平成31年3月 日本水道協会）より

	全使用者へ適用	申請者のみ適用
インセンティブ系 （料金の減額・割引）	料金表での対応 盛岡市、成田市、磐田市、 高知市、草津市	神奈川県水、流山市、 北九州市、大分市、福島市、 帯広市、四日市市、橿原市
ペナルティ系 （料金の増額・加算）	京都市 神戸市	岡山市

神奈川県と同様に地下水から水道への切替によるインセンティブ（料金の減額）を設ける事業体が多い一方、地下水使用者に一定の負担金を求める制度により収入確保する事例（京都市、神戸市）も確認できた。

水道料金部会委員の意見

- ・ 現行制度における受益者の数が少なく、一部の水道使用者に少し過大なメリットを与えているように見える。
- ・ インセンティブとして一定の効果はあると考えられるが、未来永劫ではなく、ある程度限定的な期間設定を踏まえた上で、**負担の公平性の観点から見直しを前提に検討していくべき**ではないか。
- ・ 地下水からの転換は、水需要の増加による増収効果のみならず、地下水利用を抑えることで環境への好影響など、幅広い効果も認められる。

方向性

負担の公平性の観点から制度の見直しは必要だが、料金体系の検討の行方（口径別料金体系への変更、口径に応じた基本水量の設定など）や、料金体系の変更が地下水利用者にも与える影響と併せて引き続き検討していく。

論点

「業務用」の使用水量の拡大及び神奈川県企業誘致施策への協力を目的として制度を導入したが、減額措置に伴う負担の公平性の観点から制度のあり方を引き続き検討してはどうか。

神奈川県企業立地支援事業（セレクト神奈川NEXT、セレクト神奈川100）の認定を受けた者が、新規の水道利用申し込みや給水装置の口径を大きくする場合、申請により、水道利用加入金の額を50%減額



Kanagawa Prefectural Government

減額実績

	適用件数	減額した加入金(円)
H28	1	342,900
H29	4	1,482,300
H30	3	880,200
R1	3	945,000
R2	3	1,441,000
R3	4	1,377,750
R4	2	1,091,750
合計	20	7,560,900

水道料金部会委員の意見

- ・ 企業が立地して水の使用量が増加することで、水道事業者としては増収に繋がるという効果があり、一時的な減額であることから他の減額制度とは少し性格が異なるものである。
- ・ 負担のあり方という課題もあるが、水道利用加入金制度のあり方と合わせて検討すればよいのではないか。

方向性

水道利用加入金制度のあり方と合わせて、引き続き検討を進める。